

保育所、学童クラブ等での障害児の受入体制整備関連事業概要（平成 29 年度）

1 保育所等

(1) 保育サービス推進事業・保育力強化事業（都制度）

認可保育所、認証保育所等において、特別児童扶養手当の支給対象障害児等の受け入れを行った場合に、補助を行う事業。

(2) 医療的ケア児保育支援モデル事業（国制度）[平成 29 年度～]

医療的ケア児について、その保護者や児童が保育園利用を希望される場合に、受け入れることができる保育園の体制の整備を行うため、地方公共団体において看護師を雇い上げた際の費用を補助し、医療的ケア児の受け入れを行う保育園等に必要に応じて看護師を派遣する事業。

(3) 医療的ケア児支援事業（都制度）[平成 29 年度～]

区市町村以外の者が設置する保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業内保育事業、認証保育所等で看護師等を加配し、医療的ケア児を保育所等で受け入れる事業に対し、補助を行う事業。

2 学童クラブ

放課後児童健全育成事業（国制度）

(1) 放課後子ども環境整備事業 > 放課後児童クラブ障害児受入促進事業

既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業。

(2) 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）

放課後児童健全育成事業における障害児の受入を推進するため、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置する事業。

(3) 障害児受入強化推進事業 [平成 29 年度～]

放課後児童健全育成事業における障害児の受け入れを推進するため、3 人以上の障害児の受け入れを行う場合に、障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置する事業。また、医療的ケア児の受け入れを行う場合に、必要な看護師、准看護師、保健師又は助産師等を配置する事業。